

大和市告示第44号

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月24日

大和市長 大 木 哲

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱（平成20年大和市告示第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「庭木の<sup>きん</sup>剪定枝、落葉等」を削り、「電動式生ごみ処理機又はガーデンシュレッダー」を「又は電動式生ごみ処理機」に、「規定する」を「定める」に改める。

第2条第3号を削る。

第3条の見出し中「補助対象経費」を「補助事業」に改め、同条第3項中「第1項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項に規定する」及び「及びガーデンシュレッダー」を削り、「1事業所又は1自治会」を「又は1事業所」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

補助事業は、次条に規定する補助対象者による生ごみ処理容器等の購入とする。

第4条第1項中「申請者」を「補助の対象者」に、「適合していなければならない」を「該当する者とする」に改め、同項第1号中「庭木の剪定枝、落葉等」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第5条第1項中「補助金の額の欄及び補助金の上限金額の欄」を「同表」に改め、同条第2項中「で」を「の規定により」に、「及びガーデンシュレッダーはそれぞれ」を「は」に改める。

第7条第1項中「第3条及び第4条の規定に適合しているか」を「その内容」に改める。

第9条の見出し中「受給者」を「補助事業者」に改める。

第10条中「別表」を「別表第2」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第 1 (第 5 条関係)

区分	補助金の額	補助金の上限金額
生ごみ処理容器	購入金額に 4 分の 3 を乗じて得た額	20,000 円
電動式生ごみ処理機		35,000 円

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

### (経過措置)

- 2 この要綱による改正後の大和市生ごみ処理容器等設置費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請する補助金について適用し、施行日前に申請した補助金については、なお従前の例による。